

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 21 年 5 月 25 日

（照会者） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成 21 年 2 月 20 日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本件回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

対象券にかかる未使用残高を基準日未使用残高から控除することは、対象券の消滅時効が完成しているとすれば可能であり、控除後の基準日未使用残高を前払式証券の発行の業務に関する報告書（以下「発行報告書」という。）に記載したとしても、前払式証券の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 34 条第 5 号の規定に該当することにはならないが、対象券の消滅時効が完成していなければ、法第 34 条第 5 号の規定に該当すると考える。

2. 上記回答に関する見解及び根拠

（1）前払式証券と消滅時効との関係については、法第 2 条第 2 項に係る平成

19年9月14日付「金融庁における一般的な法令解釈にかかる書面照会手続（回答書）」で以下のとおり回答している。

「前払式証票について消滅時効が完成した場合であっても、債務者（前払式証票発行者）において、消滅時効の利益を放棄等する可能性があることから、利用者保護の観点からは、消滅時効の完成後に前払式証票を使用させない債務者（前払式証票発行者）の意思が利用者の通常知りうる方法により外部に明らかにされていない限り、当該前払式証票が「代価の弁済に充てられなくなった」ということはできず、当該前払式証票の金額を直前の基準日未使用残高から控除することはできない。」

(2) 対象券にかかる未使用残高を基準日未使用残高から控除するには、本回答書に照らして、①「消滅時効が完成しているか（債務の承認等はないか）」、「時効完成後に時効の利益の放棄等が行われていないか」、②「前払式証票を使用させない債務者（前払式証票発行者）の意思が利用者の通常知りうる方法により外部に明らかにされているか」が問題となる。

①について、対象券にかかる未使用残高を基準日未使用残高から控除するには、消滅時効が完成し、時効の利益の放棄等のないことの確認が必要となる。しかし、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則1.

(1)において、本手続の対象となる法令は、「金融庁が所管する法律及びこれに基づく政府令の条項」に限定されることとされており、消滅時効の完成の有無については、金融庁の所管外の法令の解釈を前提として判断される事柄であることから、回答することはできない。

②について、「利用者の通常知りうる方法」とは、前払式証票の発行・使用範囲を勘案の上、社会通念に照らして総合的に判断すべきと考える。具体的には、消滅時効の完成後に前払式証票が利用できなくなることにつき、利用者が通常知りうるに足りる期間及び方法により外部に意思を明らかにする必要がある。

本件における利用者への周知の方法を総合的に判断すると、照会者が行おうとする方法が確実に実施されている場合には、前払式証票を使用させない債務者（前払式証票発行者）の意思が利用者の通常知りうる方法により外部に明らかにされていると考えられ、②の要件は満たされているものと考えられる。

よって①の「消滅時効の完成」の要件が満たされていると認定される場合には、対象券に係る未使用残高控除後の基準日未使用残高を発行報告書に記載したとしても、法第34条第5号の規定に該当することにはならないが、①の要件が満たされていないと認定される場合には、法第34条第5号の規定に該当すると考えられる。

3. その他

- (1) 対象券にかかる未使用残高控除後の基準日未使用残高に基づき、発行報告書を提出する場合には、「前払式証票を使用させない債務者（前払式証票発行者）の意思が利用者の通常知りうる方法により外部に明らかに」した内容及びその事実を証する資料等（新聞の写し、ホームページ掲載文、ポスター掲示の写真、一定期間周知したことを証する資料等）の提出を求めることとなる。

- (2) 照会者については、平成 20 年 9 月 30 日の換金の取扱中止と同時に会社を解散し、清算会社となった旨、照会書に記されているが、この清算会社については、発行保証金を除いた会社の財産から全額の弁済を受けられなくなった証票の所有者から、法施行令第 11 条第 1 項に基づく発行保証金に係る権利の実行の申立てがなされ、当該権利の実行の手続を終了した後であれば、法第 13 条第 1 項の規定により当該手続に係る前払式証票はないものとみなされ、同条第 6 項の規定により発行保証金の取戻しが認められることとなる。

以上